

現 行	改 定	摘 要
<h1 style="text-align: center;">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p style="text-align: center;">昭和52年 4月1日  昭和55年 4月1日一部改定  昭和62年 4月1日一部改定  平成 6年 4月1日一部改定  平成 8年 7月1日一部改定  平成11年 4月1日一部改定  平成13年 4月1日一部改定  平成14年 9月1日一部改定  平成15年 4月1日一部改定  平成15年 9月1日一部改定  平成17年10月1日一部改正  平成18年10月1日一部改正  平成19年10月1日一部改正  平成20年 1月1日一部改正  平成20年 4月1日一部改正  平成21年 2月1日一部改正  平成21年10月1日一部改正  平成22年10月1日一部改正  平成24年 4月1日一部改正  平成24年10月1日一部改正  平成26年 4月1日一部改正  平成27年 4月1日一部改正  平成27年10月1日一部改正  平成28年10月1日一部改定  平成29年10月1日一部改定  平成30年10月1日一部改定  令和元年10月1日一部改定  令和 2年10月1日一部改定  令和 3年10月1日一部改定  令和 4年10月1日一部改定  令和 5年 1月1日一部改定  令和 5年10月1日一部改定</p>	<h1 style="text-align: center;">1. 土木工事共通仕様書</h1> <p style="text-align: center;">昭和52年 4月1日  昭和55年 4月1日一部改定  昭和62年 4月1日一部改定  平成 6年 4月1日一部改定  平成 8年 7月1日一部改定  平成11年 4月1日一部改定  平成13年 4月1日一部改定  平成14年 9月1日一部改定  平成15年 4月1日一部改定  平成15年 9月1日一部改定  平成17年10月1日一部改正  平成18年10月1日一部改正  平成19年10月1日一部改正  平成20年 1月1日一部改正  平成20年 4月1日一部改正  平成21年 2月1日一部改正  平成21年10月1日一部改正  平成22年10月1日一部改正  平成24年 4月1日一部改正  平成24年10月1日一部改正  平成26年 4月1日一部改正  平成27年 4月1日一部改正  平成27年10月1日一部改正  平成28年10月1日一部改定  平成29年10月1日一部改定  平成30年10月1日一部改定  令和元年10月1日一部改定  令和 2年10月1日一部改定  令和 3年10月1日一部改定  令和 4年10月1日一部改定  令和 5年 1月1日一部改定  令和 5年10月1日一部改定  令和 6年 4月1日一部改定</p>	

現 行	改 定	摘要
<p><b>1-1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>2. 設計図書の照査</b></p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る<b>設計図書</b>の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が<b>確認</b>できる資料を<b>書面により提出</b>し、<b>確認</b>を求めなければならない。</p> <p>なお、<b>確認</b>できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>1-1-1-10 施工体制台帳</b></p> <p><b>3. 名札等の着用</b></p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）</p> <p><b>1-1-1-12 調査・試験に対する協力</b></p> <p><b>2. 公共事業労務費調査</b></p> <p>(3) 正確な調査票等の<b>提出</b>が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p><b>6. NETIS</b></p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を<b>活用</b>することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に<b>報告</b>するものとする。</p> <p>受注者は、NETIS登録技術を活用した施工を希望する場合、新技術活用計画書及び新技術活用効果調査表を発注者に提出し、承諾を得たうえで施工するものとする。</p> <p><b>1-1-1-16 支給材料及び貸与品</b></p> <p><b>3. 支給品精算書</b></p> <p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-30 事故報告書</b></p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に<b>連絡</b>する。また、建設事故データベースシステムに<b>登録</b>対象となる工事事故の場合、監督員が<b>指示</b>する期日までに、工事事故報告書を<b>提出</b>し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</p>	<p><b>1-1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>2. 設計図書の照査</b></p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る<b>設計図書</b>の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が<b>確認</b>できる資料を<b>提出</b>し、<b>確認</b>を求めなければならない。</p> <p>なお、<b>確認</b>できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>1-1-1-10 施工体制台帳</b></p> <p><b>3. 名札等の着用</b></p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）</p> <p><b>1-1-1-12 調査・試験に対する協力</b></p> <p><b>2. 公共事業労務費調査</b></p> <p>(3) 正確な調査票等の<b>提出</b>が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p><b>6. NETIS</b></p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を<b>利用</b>することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に<b>報告</b>するものとする。</p> <p>受注者は、NETIS登録技術を活用した施工を希望する場合、新技術活用計画書及び新技術活用効果調査表を発注者に提出し、承諾を得たうえで施工するものとする。</p> <p><b>1-1-1-16 支給材料及び貸与品</b></p> <p><b>3. 支給品精算書</b></p> <p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書<b>等</b>を監督員を通じて発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-1-30 事故報告書</b></p> <p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に<b>連絡</b>する。また、建設事故データベースシステム<b>の</b>登録対象となる工事事故の場合、監督員が<b>指示</b>する期日までに、工事事故報告書を<b>提出</b>し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p>2. 休日または夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前に<b>その理由を監督員に連絡しなければならない。</b></p> <p><b>ただし、現道上の工事については</b>書面により<b>提出</b>するか、ファクシミリまたは電子メールにより伝達しなければならない。</p> <p><b>1-2-3-2 掘削工</b></p> <p>8. 異常時の処置</p> <p>受注者は、盛土工の<b>作業</b>中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>1-2-3-4 盛土補強工</b></p> <p>3. 基盤面の排水処理</p> <p>受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、基盤面に排水処理工を行<b>な</b>わなければならない。</p> <p><b>1-2-4-3 路体盛土工</b></p> <p>10. 適切な含水比確保</p> <p>受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行なわなければならない。</p> <p><b>1-2-4-4 路床盛土工</b></p> <p>5. 1層の仕上り厚</p> <p>受注者は、路床盛土工の施工においては1層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。</p> <p>16. 採取土及び購入土<b>を</b>運搬の注意</p> <p>受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p><b>1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ</b></p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p>2. 休日または夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前に書面により<b>提出</b>するか、ファクシミリまたは電子メールにより伝達しなければならない。</p> <p><b>1-2-3-2 掘削工</b></p> <p>8. 異常時の処置</p> <p>受注者は、盛土工の<b>施工</b>中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>1-2-3-4 盛土補強工</b></p> <p>3. 基盤面の排水処理</p> <p>受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。</p> <p><b>1-2-4-3 路体盛土工</b></p> <p>10. 適切な含水比<b>の</b>確保</p> <p>受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行なわなければならない。</p> <p><b>1-2-4-4 路床盛土工</b></p> <p>5. 1層の仕上り厚</p> <p>受注者は、路床盛土<b>工</b>の施工においては1層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。</p> <p>16. 採取土及び購入土<b>運搬</b>の注意</p> <p>受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p><b>1-3-4-4 材料の計量及び練混ぜ</b></p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p>	

現 行	改 定	摘 要																								
<p style="text-align: center;"><b>表1-3-2 計量値の許容差</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。</p> <p>なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。</p> <p><b>3. 練混ぜ</b></p> <p>(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</p> <p>やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。</p> <p><b>1-3-5-4 打設</b></p> <p><b>12. 打設計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p><b>1-3-5-5 締固め</b></p> <p><b>2. 締固め方法</b></p> <p>受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p>	材料の種類	許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p style="text-align: center;"><b>表1-3-2 計量値の許容差</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。</p> <p>なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。</p> <p><b>3. 練混ぜ</b></p> <p>(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</p> <p>やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。</p> <p><b>1-3-5-4 打設</b></p> <p><b>12. 打設計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p><b>1-3-5-5 締固め</b></p> <p><b>2. 締固め方法</b></p> <p>受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	
材料の種類	許容誤差 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									
材料の種類	最大値 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									

現 行	改 定	摘 要																												
<p><b>1-3-5-7 打継目</b></p> <p><b>3. 打継目を設ける場合の注意</b></p> <p>受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、またはの凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p><b>8. 伸縮目地</b></p> <p>伸縮目地の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。</p> <p><b>1-3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>3. 寒中コンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練り混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。</p> <p><b>1-3-12-3 コンクリートの製造</b></p> <p><b>3. 材料の計量</b></p> <p>(2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-5計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-3-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）</b></p> <table border="1" data-bbox="486 1255 1023 1577"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内</p> <p><b>2-2-2-5 玉石</b></p> <p>玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。</p> <p><b>2-2-3-1 一般事項</b></p>	材料の種類	許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	<p><b>1-3-5-7 打継目</b></p> <p><b>3. 打継目を設ける場合の注意</b></p> <p>受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p><b>8. 伸縮目地</b></p> <p>伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。</p> <p><b>1-3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>3. 寒中コンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。</p> <p><b>1-3-12-3 コンクリートの製造</b></p> <p><b>3. 材料の計量</b></p> <p>(2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-5計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-3-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）</b></p> <table border="1" data-bbox="1656 1255 2193 1577"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内</p> <p><b>2-2-2-5 玉石</b></p> <p>玉石は、天然に産し、丸みをもつ石でおおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。</p> <p><b>2-2-3-1 一般事項</b></p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	
材料の種類	許容誤差 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													
材料の種類	最大値 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													

現 行	改 定	摘 要																																																																				
<p>1. 適合規格 道路用砕石、コンクリート用<b>砕石</b>等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>3. 砕石の品質 砕石の品質は、表2-2-7の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-7 砕石の品質<sup>←</sup></p> <table border="1" data-bbox="371 499 1163 674"> <thead> <tr> <th>項 目<sup>←</sup></th> <th>用 途<sup>←</sup></th> <th>表層・基層<sup>←</sup></th> <th>上層路盤<sup>←</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表乾比重 g/cm<sup>3</sup><sup>←</sup></td> <td></td> <td>2.45 以上<sup>←</sup></td> <td>-<sup>←</sup></td> </tr> <tr> <td>吸水率 %<sup>←</sup></td> <td></td> <td>3.0 以下<sup>←</sup></td> <td>-<sup>←</sup></td> </tr> <tr> <td>すり減り減量 %<sup>←</sup></td> <td></td> <td>30 以下<sup>注) ←</sup></td> <td>50以下<sup>←</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径13.2～4.75 mmのものについて実施する。<sup>←</sup></p> <p>[注2] 上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。<sup>←</sup></p> <p>5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 鉄鋼スラグの<b>規格</b>は、表2-2-9の規格に適合するものとする。</p> <p>6. 製鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用） 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2-2-10の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-10 <b>製鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格</b></p> <table border="1" data-bbox="287 1075 1219 1304"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾密度 (g/cm<sup>3</sup>)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>3 ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45 以上</td> <td>3.0 以下</td> <td>30 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>3 ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>[注2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。</p>	項 目 <sup>←</sup>	用 途 <sup>←</sup>	表層・基層 <sup>←</sup>	上層路盤 <sup>←</sup>	表乾比重 g/cm <sup>3</sup> <sup>←</sup>		2.45 以上 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>	吸水率 % <sup>←</sup>		3.0 以下 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>	すり減り減量 % <sup>←</sup>		30 以下 <sup>注) ←</sup>	50以下 <sup>←</sup>	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間	CSS	-	-	50 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上	SS	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上	<p>1. 適合規格 道路用砕石、コンクリート用<b>骨材</b>等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>3. 砕石の品質 砕石の品質は、表2-2-7の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-7 砕石の品質<sup>←</sup></p> <table border="1" data-bbox="1540 506 2320 674"> <thead> <tr> <th>項 目<sup>←</sup></th> <th>用 途<sup>←</sup></th> <th>表層・基層<sup>←</sup></th> <th>上層路盤<sup>←</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表乾密度 g/cm<sup>3</sup><sup>←</sup></td> <td></td> <td>2.45 以上<sup>←</sup></td> <td>-<sup>←</sup></td> </tr> <tr> <td>吸水率 %<sup>←</sup></td> <td></td> <td>3.0 以下<sup>←</sup></td> <td>-<sup>←</sup></td> </tr> <tr> <td>すり減り減量 %<sup>←</sup></td> <td></td> <td>30 以下<sup>注) ←</sup></td> <td>50以下<sup>←</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径13.2～4.75 mmのものについて実施する。<sup>←</sup></p> <p>[注2] 上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。<sup>←</sup></p> <p>5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） <b>路盤材に用いる</b>鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。</p> <p>6. 製鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用） 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表2-2-10の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-10 <b>鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格</b></p> <table border="1" data-bbox="1457 1075 2389 1304"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾密度 (g/cm<sup>3</sup>)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>3 ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45 以上</td> <td>3.0 以下</td> <td>30 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>3 ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>[注2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。</p>	項 目 <sup>←</sup>	用 途 <sup>←</sup>	表層・基層 <sup>←</sup>	上層路盤 <sup>←</sup>	表乾密度 g/cm <sup>3</sup> <sup>←</sup>		2.45 以上 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>	吸水率 % <sup>←</sup>		3.0 以下 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>	すり減り減量 % <sup>←</sup>		30 以下 <sup>注) ←</sup>	50以下 <sup>←</sup>	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間	CSS	-	-	50 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上	SS	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上	
項 目 <sup>←</sup>	用 途 <sup>←</sup>	表層・基層 <sup>←</sup>	上層路盤 <sup>←</sup>																																																																			
表乾比重 g/cm <sup>3</sup> <sup>←</sup>		2.45 以上 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>																																																																			
吸水率 % <sup>←</sup>		3.0 以下 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>																																																																			
すり減り減量 % <sup>←</sup>		30 以下 <sup>注) ←</sup>	50以下 <sup>←</sup>																																																																			
呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																	
CSS	-	-	50 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上																																																																	
SS	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上																																																																	
項 目 <sup>←</sup>	用 途 <sup>←</sup>	表層・基層 <sup>←</sup>	上層路盤 <sup>←</sup>																																																																			
表乾密度 g/cm <sup>3</sup> <sup>←</sup>		2.45 以上 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>																																																																			
吸水率 % <sup>←</sup>		3.0 以下 <sup>←</sup>	- <sup>←</sup>																																																																			
すり減り減量 % <sup>←</sup>		30 以下 <sup>注) ←</sup>	50以下 <sup>←</sup>																																																																			
呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング期間																																																																	
CSS	-	-	50 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上																																																																	
SS	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上																																																																	

2-2-8-3 再生用添加剤

表2-2-24 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）

路上表層再生用

項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	
粘 度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧A072	
蒸 発 残 留 分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧A079	
蒸 発 残 留 物	引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045
	粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

表2-2-25 再生用添加剤の品質（オイル系）

路上表層再生用

項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法
引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045
粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

2-2-12-1 道路標識

(1) 標示板

ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)

(4) 反射シート

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による

2-2-8-3 再生用添加剤

表2-2-24 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）**路上表層再生用**

路上表層再生用

項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法	
粘 度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧A072	
蒸 発 残 留 分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧A079	
蒸 発 残 留 物	引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045
	粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

表2-2-25 再生用添加剤の品質（オイル系）**路上表層再生用**

路上表層再生用

項 目	単 位	規 格 値	試 験 方 法
引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧A045
粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧A051
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧A046

2-2-12-1 道路標識

(1) 標示板

ガラス繊維強化プラスチック板 (FRP)

(4) 反射シート

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	7.0	11
	40°	95	64	13	7.0	11
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による

現 行	改 定	摘 要																																								
<p><b>3-1-1-4 現場技術員</b></p> <p>(1) 受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。</p> <p><b>3-1-1-5 監督員による確認及び立会等</b></p> <p><b>6. 段階確認</b></p> <p>(2) 受注者は、<b>段階確認</b>を受けるにあたり、書面、ファクシミリまたは電子メールのいずれかにより、監督員と日時調整しなければならない。また、監督員から<b>段階確認の実施について通知</b>があった場合には、受注者は、<b>段階確認を受けなければならない</b>。</p> <p>なお、ファクシミリまたは電子メールによる場合には、その経過がわかる資料を添付した書面を、<b>段階確認時</b>までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p><b>7. 段階確認の臨場</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-1-1 段階確認一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="189 842 1267 1451"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">橋梁上部工</td> <td>材料・原寸検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼橋仮組立検査</td> <td>仮組立完了時 注5</td> </tr> <tr> <td>架設状況検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポストテンション(T)桁製作工</td> <td rowspan="9">プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)</td> </tr> <tr> <td>プレビーム桁製作工</td> </tr> <tr> <td>プレキャストブロック桁組立工</td> </tr> <tr> <td>PC ホロースラブ製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 版桁製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 箱桁製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 片持箱製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 押出し箱桁製作工</td> </tr> <tr> <td>床版・横組工</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-2-3-2 材 料</b></p> <p><b>4. 路側防護柵工の材料</b></p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間</p> <p><b>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</b></p> <p>亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）(HDZT77) の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）</p>	種 別	細 別	確認時期	橋梁上部工	材料・原寸検査		鋼橋仮組立検査	仮組立完了時 注5	架設状況検査		ポストテンション(T)桁製作工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)	プレビーム桁製作工	プレキャストブロック桁組立工	PC ホロースラブ製作工	PC 版桁製作工	PC 箱桁製作工	PC 片持箱製作工	PC 押出し箱桁製作工	床版・横組工	<p><b>3-1-1-4 現場技術員</b></p> <p>(1) 受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。</p> <p><b>3-1-1-5 監督員による確認及び立会等</b></p> <p><b>6. 段階確認</b></p> <p>(2) 受注者は、<b>段階確認</b>を受けるにあたり、書面、ファクシミリまたは電子メール等により、監督員と日時調整しなければならない。</p> <p>なお、ファクシミリまたは電子メールによる場合には、その経過がわかる資料を<b>段階確認時</b>に監督員へ提出しなければならない。</p> <p><b>7. 段階確認の臨場</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-1-1 段階確認一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="1356 842 2433 1451"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">橋梁上部工</td> <td>材料・原寸検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼橋仮組立検査</td> <td>仮組立完了時 注5</td> </tr> <tr> <td>架設状況検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポストテンション T (I) 桁製作工</td> <td rowspan="9">プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)</td> </tr> <tr> <td>プレビーム桁製作工</td> </tr> <tr> <td>プレキャストブロック桁組立工</td> </tr> <tr> <td>PC ホロースラブ製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 版桁製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 箱桁製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 片持箱製作工</td> </tr> <tr> <td>PC 押出し箱桁製作工</td> </tr> <tr> <td>床版・横組工</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-2-3-2 材 料</b></p> <p><b>4. 路側防護柵工の材料</b></p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止材を散布する区間</p> <p><b>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</b></p> <p>亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）(HDZT77) の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）</p>	種 別	細 別	確認時期	橋梁上部工	材料・原寸検査		鋼橋仮組立検査	仮組立完了時 注5	架設状況検査		ポストテンション T (I) 桁製作工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)	プレビーム桁製作工	プレキャストブロック桁組立工	PC ホロースラブ製作工	PC 版桁製作工	PC 箱桁製作工	PC 片持箱製作工	PC 押出し箱桁製作工	床版・横組工	
種 別	細 別	確認時期																																								
橋梁上部工	材料・原寸検査																																									
	鋼橋仮組立検査	仮組立完了時 注5																																								
	架設状況検査																																									
	ポストテンション(T)桁製作工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)																																								
	プレビーム桁製作工																																									
	プレキャストブロック桁組立工																																									
	PC ホロースラブ製作工																																									
	PC 版桁製作工																																									
	PC 箱桁製作工																																									
	PC 片持箱製作工																																									
PC 押出し箱桁製作工																																										
床版・横組工																																										
種 別	細 別	確認時期																																								
橋梁上部工	材料・原寸検査																																									
	鋼橋仮組立検査	仮組立完了時 注5																																								
	架設状況検査																																									
	ポストテンション T (I) 桁製作工	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC 鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)																																								
	プレビーム桁製作工																																									
	プレキャストブロック桁組立工																																									
	PC ホロースラブ製作工																																									
	PC 版桁製作工																																									
	PC 箱桁製作工																																									
	PC 片持箱製作工																																									
PC 押出し箱桁製作工																																										
床版・横組工																																										

現 行	改 定	摘 要
<p>の場合は同じく (HDT49) 49<math>\mu</math>m (膜厚) 以上としなければならない。</p> <p><b>6. 視線誘導標の形状及び性能</b></p> <p>(1) 反射体</p> <p>② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math>  <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math></p> <p>橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math>  <math>y \geq 0.99-x</math></p> <p>ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第3部：CIE三刺激値) の色度座標である。</p> <p><b>3-2-3-6 小型標識工</b></p> <p><b>15. 溶融亜鉛めっきの基準</b></p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZT77) の77<math>\mu</math>m (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63<math>\mu</math>m以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZT49) 49<math>\mu</math>m (膜厚) 以上としなければならない。</p> <p><b>3-2-3-13 ポストテンション桁製作工</b></p> <p><b>4. グラウトの施工</b></p> <p>受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウト施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5<math>^{\circ}</math>C以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化がないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35<math>^{\circ}</math>Cを超えてはならない。</p> <p><b>7. プレグラウトされたPC鋼材</b></p> <p>プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) PC鋼材はJIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するものまたは、これらと同等品以上の特性や品質を有するものとする。</p>	<p>の場合は同じく (HDZT49) 49<math>\mu</math>m (膜厚) 以上としなければならない。</p> <p><b>6. 視線誘導標の形状及び性能</b></p> <p>(1) 反射体</p> <p>② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 <math>0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x</math>  <math>0.50 \geq x \geq 0.41</math></p> <p>橙色 <math>0.44 \geq y \geq 0.39</math>  <math>y \geq 0.99-x</math></p> <p>ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第3部：CIE三刺激値) の色度座標である。</p> <p><b>3-2-3-6 小型標識工</b></p> <p><b>15. 溶融亜鉛めっきの基準</b></p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77<math>\mu</math>m (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63<math>\mu</math>m以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZT49) 49<math>\mu</math>m (膜厚) 以上としなければならない。</p> <p><b>3-2-3-13 ポストテンション桁製作工</b></p> <p><b>4. グラウトの施工</b></p> <p>受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5<math>^{\circ}</math>C以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35<math>^{\circ}</math>Cを超えてはならない。</p> <p><b>7. プレグラウトされたPC鋼材</b></p> <p>プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するものまたはこれらと同等以上の特性や品質を有するものとする。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立て工</b></p> <p><b>2. ブロック組立て施工</b></p> <p>ブロックの組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用<b>しなければならない</b>。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）[2018年制定]」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格<b>（案）</b>による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3-2-3-17 根固めブロック工</b></p> <p><b>11. 乱積施工</b></p> <p>受注者は、<b>連結</b>根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3-2-3-23 現場継手工</b></p> <p><b>3. ボルトの締付け</b></p> <p>ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク<b>計</b>数値の変化を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、<b>下記</b>に示す時期に行いその精度を<b>確認</b>しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。</li> <li>・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。</li> <li>・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。</li> </ul> <p><b>4. 締付けボルト軸力</b></p> <p>(1) セットのトルク係数値は、0.11～0.16に適合<b>しなければならない</b>。</p> <p><b>7. 締付け確認</b></p> <p>(2) ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。</p> <p>① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を<b>おこなうものとする</b>。</p>	<p><b>3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立て工</b></p> <p><b>2. ブロック組立て施工</b></p> <p>ブロックの組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用<b>するものとする</b>。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）[2018年制定]」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3-2-3-17 根固めブロック工</b></p> <p><b>11. 乱積施工</b></p> <p>受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3-2-3-23 現場継手工</b></p> <p><b>3. ボルトの締付け</b></p> <p>ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク<b>係</b>数値の変化を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、<b>以下</b>に示す時期に行いその精度を<b>確認</b>しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。</li> <li>・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。</li> <li>・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。</li> </ul> <p><b>4. 締付けボルト軸力</b></p> <p>(1) セットのトルク係数値は、0.11～0.16に適合<b>するものとする</b>。</p> <p><b>7. 締付け確認</b></p> <p>(2) ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。</p> <p>① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を<b>行わなければならない</b>。</p>	

現 行	改 定	摘 要																		
<p><b>3-2-3-25 銘板工</b></p> <p><b>3. 橋歴板記載事項</b></p> <p>受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の<b>完了</b>年月を記入しなければならない。</p> <p><b>3-2-3-26 多自然型護岸工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然<b>環境</b>に考慮して計画、設計された多自然型河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。</p> <p><b>2. 木杭の施工</b></p> <p>受注者は、木杭の<b>施行</b>にあたり、木杭の材質が<b>設計図書</b>に示されていない場合には 樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p><b>6. 柳粗朶の施工</b></p> <p>受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷ならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。</p> <p><b>7. ぐり石粗朶工の施工</b></p> <p>受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰ぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。</p> <p><b>3-2-3-30 集水柵工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、集水柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分<b>を</b>保護しなければならない。</p> <p><b>3-2-3-31 現場塗装工</b></p> <p><b>9. 塗装の禁止条件</b></p> <table border="1" data-bbox="222 1346 1291 1444"> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗中塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗中塗	5 以下	85 以上	長油性フタル酸樹脂塗上塗			<p><b>3-2-3-25 銘板工</b></p> <p><b>3. 橋歴板記載事項</b></p> <p>受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の<b>完成</b>年月を記入しなければならない。</p> <p><b>3-2-3-26 多自然型護岸工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然<b>景観</b>に考慮して計画、設計された多自然型河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。</p> <p><b>2. 木杭の施工</b></p> <p>受注者は、木杭の<b>施工</b>にあたり、木杭の材質が<b>設計図書</b>に示されていない場合には 樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p><b>6. 柳粗朶の施工</b></p> <p>受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷<b>き</b>ならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。</p> <p><b>7. ぐり石粗朶工の施工</b></p> <p>受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰<b>め</b>ぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。</p> <p><b>3-2-3-30 集水柵工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、集水柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分<b>には、</b>保護しなければならない。</p> <p><b>3-2-3-31 現場塗装工</b></p> <p><b>9. 塗装の禁止条件</b></p> <table border="1" data-bbox="1394 1346 2463 1444"> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	鉛・クロムフリーさび止めペイント			長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗			
鉛・クロムフリーさび止めペイント																				
長油性フタル酸樹脂塗中塗	5 以下	85 以上																		
長油性フタル酸樹脂塗上塗																				
鉛・クロムフリーさび止めペイント																				
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上																		
長油性フタル酸樹脂塗料上塗																				

現 行		改 定		摘 要	
<b>3-2-3-32 かごマット工</b> <b>3. 表示標の提出</b> <b>表3-2-10 要求性能の確認方法</b>		<b>3-2-3-32 かごマット工</b> <b>3. 表示標の提出</b> <b>表3-2-10 要求性能の確認方法</b>			
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	めっきを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追従する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	めっき残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
<b>6. 連結方法</b> <b>表3-2-12線材の品質管理試験の内容</b>		<b>6. 連結方法</b> <b>表3-2-12線材の品質管理試験の内容</b>			
工 場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	5巻線 <sup>*1</sup> に1回	
	引張強さ	290 N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547準拠	5巻線に1回	
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回	
	巻付性	線径の 1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回	
	めっき成分	※2	原子吸光分析法、または ICP発光分析法	5巻線に1回	
	めっき付着量	※2	JIS H0401準拠	5線に1回	
	公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	200巻線に1回
工 場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	5巻線 <sup>*1</sup> に1回	
	引張強さ	290 N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547準拠	5巻線に1回	
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回	
	巻付性	線径の 1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回	
	めっき成分	※2	原子吸光分析法、または ICP発光分析法	5巻線に1回	
	めっき付着量	※2	JIS G 3547準拠	5線に1回	
	公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JISG3547準拠	200巻線に1回

現 行					改 定					摘 要
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547準拠	200巻線に1回		引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JISG3547準拠	200巻線に1回	
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回		母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISG 3547の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	
	めっき成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回		めっき成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	
	めっき付着量	※2	JISH0401準拠	200巻線に1回		めっき付着量	※2	JISG 3547準拠	200巻線に1回	
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験、または線的摩擦試験	200巻線に1回		摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験、または線的摩擦試験	200巻線に1回	
		長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回			長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回	
<b>3-2-4-5 場所打杭工</b> <b>3. 場所打杭工の施工後の埋戻し</b> 受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを掘削土等の良質な土を用いて埋戻さなければならない。					<b>3-2-4-5 場所打杭工</b> <b>3. 場所打杭工の施工後の埋戻し</b> 受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを掘削土等の良質な土を用いて埋戻さなければならない。					
<b>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工</b> <b>15. 殻運搬処理</b> 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。					<b>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工</b> <b>15. 殻運搬処理</b> 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。					
<b>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</b> <b>11. 鋼管矢板の溶接</b> (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。					<b>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</b> <b>11. 鋼管矢板の溶接</b> (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。					
<b>表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値</b>					<b>表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値</b>					
外 径		許容量	摘 要		外 径		許容量	摘 要		
1016mmを超え1524mm以下		4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		1016mmを超え2000mm以下		4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		
<b>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</b> <b>3. 試験結果の提出</b> 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができる。					<b>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</b> <b>3. 試験結果の提出</b> 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができる。					

現 行	改 定	摘 要								
<p><b>9. 上層路盤の材料規格</b></p> <p>[注] 表3-2-17、表3-2-18に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエイジング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エイジングした<b>あと</b>の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エイジングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分<b>確認</b>してエイジング期間を短縮することができる。</p> <p><b>11. アスファルト安定処理の材料規格</b></p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び<b>骨材の微粒分量試験</b>で75<math>\mu</math>mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p><b>3-2-6-4 コンクリート舗装の材料</b></p> <p><b>4. 転圧コンクリート舗装</b></p> <p>転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5<b>交通</b>においては4.5MPa、またN6<b>交通</b>においては5MPaとするものとする。</p> <p><b>3-2-6-9 排水性舗装工</b></p> <p><b>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b></p> <table border="1" data-bbox="305 1165 1205 1257"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空隙率</td> <td>% 20<b>以上</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>6. 混合時間</b></p> <p>混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なる<b>ため</b>、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。</p> <p><b>7. 施工方法</b></p> <p>施工方法については、以下の各規定による。</p> <p>(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に<b>報告</b>するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、<b>雨水の浸透防止</b>あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)</p>	項 目	目 標 値	空隙率	% 20 <b>以上</b>	<p><b>9. 上層路盤の材料規格</b></p> <p>[注] 表3-2-18、表3-2-19に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエイジング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エイジングした<b>後</b>の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エイジングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分<b>確認</b>してエイジング期間を短縮することができる。</p> <p><b>11. アスファルト安定処理の材料規格</b></p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び75<math>\mu</math>mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p><b>3-2-6-4 コンクリート舗装の材料</b></p> <p><b>4. 転圧コンクリート舗装</b></p> <p>転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5においては4.5MPa、またN6においては5MPaとするものとする。</p> <p><b>3-2-6-9 排水性舗装工</b></p> <p><b>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b></p> <table border="1" data-bbox="1478 1165 2377 1257"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空隙率</td> <td>% 20<b>程度</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>6. 混合時間</b></p> <p>混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なる<b>ことから</b>、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。</p> <p><b>7. 施工方法</b></p> <p>施工方法については、以下の各規定による。</p> <p>(1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に<b>報告</b>するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、<b>雨水の浸透防止</b>あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)</p>	項 目	目 標 値	空隙率	% 20 <b>程度</b>	
項 目	目 標 値									
空隙率	% 20 <b>以上</b>									
項 目	目 標 値									
空隙率	% 20 <b>程度</b>									

現 行	改 定	摘 要														
<p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>6. 接着剤の塗布</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</b></p> <table border="1" data-bbox="261 310 1252 451"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K56<b>64</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表3-2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</b>  [注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)は上表の品質による</p> <p>8. グースアスファルトの示方配合  (2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合<b>しなければならない</b>。</p> <p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定  (24) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下<b>をはずして</b>設置しなければならない。</p> <p>3-2-6-16 舗装打換え工</p> <p>1. 既設舗装の撤去  (2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層<b>に</b>より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関し監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3-2-6-19 コンクリート舗装補修工</p> <p>7. アスファルト注入後の一般交通の解放時期  受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放<b>時間</b>については、注入孔のモルタル充填完了から30分～1時間程度経過後としなければならない。</p> <p>3-2-9-11 ブロック舗装撤去工</p> <p>2. 道路交通への支障防止</p> <p>3-2-9-13 冬季安全施設撤去工</p> <p>3. 道路交通への支障防止</p> <p>3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>14. 杭・矢板<b>引き</b>跡の埋戻し</p>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K56 <b>64</b>	<p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>6. 接着剤の塗布</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</b></p> <table border="1" data-bbox="1427 310 2418 451"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K56<b>00</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表3-2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</b>  [注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型) <b>のプライマー</b>は上表の品質による</p> <p>8. グースアスファルトの示方配合  (2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合<b>するものとする</b>。</p> <p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定  (24) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下<b>か</b><b>らずらして</b>設置しなければならない。</p> <p>3-2-6-16 舗装打換え工</p> <p>1. 既設舗装の撤去  (2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関し<b>て</b>監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3-2-6-19 コンクリート舗装補修工</p> <p>7. アスファルト注入後の一般交通の解放時期  受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放<b>時期</b>については、注入孔のモルタル充填完了から30分～1時間程度経過後としなければならない。</p> <p>3-2-9-11 ブロック舗装撤去工</p> <p>2. 道路交通への支障<b>の</b>防止</p> <p>3-2-9-13 冬季安全施設撤去工</p> <p>3. 道路交通への支障<b>の</b>防止</p> <p>3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>14. 杭・矢板<b>等</b>の<b>引き</b>跡の埋戻し</p>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K56 <b>00</b>	
項 目		規 格 値		試 験 法												
	ゴムアスファルト系															
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K56 <b>64</b>														
項 目	規 格 値	試 験 法														
	ゴムアスファルト系															
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K56 <b>00</b>														

現 行	改 定	摘 要																																
<p><b>3-2-12-2 材 料</b></p> <p><b>3. 溶接材料</b></p> <table border="1" data-bbox="278 268 1234 373"> <tr> <td>耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を 溶 接 す る 場 合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料</td> </tr> </table> <p><b>7. 工場塗装工の材料</b></p> <p>工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、施工前に色見本により、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いについて、関係諸法令及び諸法規を遵守して<b>行わ</b>なければならない。</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用<b>期限</b>が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</p> <p><b>3-2-12-3 桁製作工</b></p> <p><b>1. 製作加工</b></p> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等<b>もしく</b>はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の<b>承諾</b>を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>1) SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合</p> <p>2) BHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。</p> <p>3) 被覆<b>棒</b>アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO<sub>2</sub>ガスまたはArとCO<sub>2</sub>の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合</p> <p>(11) 溶接の検査</p> <p><b>表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</b></p> <table border="1" data-bbox="213 1675 1294 1902"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>する</td> </tr> </tbody> </table>	耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を 溶 接 す る 場 合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料	部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引 張 部 材	1	1枚（端部を含む）	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1枚（端部を含む）	する	<p><b>3-2-12-2 材 料</b></p> <p><b>3. 溶接材料</b></p> <table border="1" data-bbox="1457 268 2383 373"> <tr> <td>耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を 溶 接 す る 場 合</td> <td>母材の<b>要求値</b>と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料</td> </tr> </table> <p><b>7. 工場塗装工の材料</b></p> <p>工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、<b>設計図書</b>に<b>特</b>に明示されていない場合は、施工前に色見本により、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いについて、関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用<b>期間</b>が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</p> <p><b>3-2-12-3 桁製作工</b></p> <p><b>1. 製作加工</b></p> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等<b>また</b>はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の<b>承諾</b>を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>1) SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合</p> <p>2) <b>S</b>BHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合</p> <p>3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO<sub>2</sub>ガスまたはArとCO<sub>2</sub>の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合</p> <p>(11) 溶接の検査</p> <p><b>表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</b></p> <table border="1" data-bbox="1391 1675 2472 1902"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚（<b>始端又は終端部</b>を含む）</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚（<b>始端又は終端部</b>を含む）</td> <td>する</td> </tr> </tbody> </table>	耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を 溶 接 す る 場 合	母材の <b>要求値</b> と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料	部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引 張 部 材	1	1枚（ <b>始端又は終端部</b> を含む）	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1枚（ <b>始端又は終端部</b> を含む）	する	
耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を 溶 接 す る 場 合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料																																	
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																															
		撮影枚数	検査長さ																															
引 張 部 材	1	1枚（端部を含む）	継手全長を原則とする																															
圧 縮 部 材	5	1枚（端部を含む）	する																															
耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を 溶 接 す る 場 合	母材の <b>要求値</b> と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料																																	
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																															
		撮影枚数	検査長さ																															
引 張 部 材	1	1枚（ <b>始端又は終端部</b> を含む）	継手全長を原則とする																															
圧 縮 部 材	5	1枚（ <b>始端又は終端部</b> を含む）	する																															

現 行				改 定				摘 要		
曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1枚（端部を含む）	曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1枚（始端又は終端部を含む）			
	圧縮フランジ	5	1枚（端部を含む）		圧縮フランジ	5	1枚（始端又は終端部を含む）			
	腹 板	応力に直角な 方向の継手	1		1枚（引張側）	腹 板	応力に直角な 方向の継手		1	1枚（引張側）
		応力に平行な 方向の継手	1		1枚（端部を含む）		応力に平行な 方向の継手		1	1枚（始端又は終端部を含む）
鋼床版	1	1枚（端部を含む）	鋼床版	1	1枚（始端又は終端部を含む）					
注）検査手法の特性の相違により検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。				注）検査手法の特性の相違により検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。						
(12) 欠陥部の補修				(12) 欠陥部の補修						
<b>表3-2-55 欠陥の補修方法</b>				<b>表3-2-55 欠陥の補修方法</b>						
	欠陥の種類	補修方法			欠陥の種類	補修方法				
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアーガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。		2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアーアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。				
6	溶接ビード表面の凹凸	グラインダー仕上げする。		6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。				
<b>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</b>				<b>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</b>						
1. 製作加工				1. 製作加工						
(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合				(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合						
② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZT77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZT49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。				② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく（HDZT49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。						
2. ボルト・ナット				2. ボルト・ナット						
(1) ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理としなければならない。				(1) ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。						
<b>3-2-12-11 工場塗装工</b>				<b>3-2-12-11 工場塗装工</b>						
3. 気温 湿度の条件				3. 気温 湿度の条件						
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗中塗 長油性フタル酸樹脂塗上塗		5 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗		5 以下	85 以上			
12. 検 査				12. 検 査						
(6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。				(6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。						
③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。				③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を超えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。						
(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。ま				(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。また、						

現 行	改 定	摘 要
<p>た、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を<b>確認</b>し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>3-2-14-2 植生工</b></p> <p><b>5. 枯死の場合の処置</b></p> <p>受注者は、現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。</p> <p>なお工事<b>完了</b>引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。</p> <p><b>6. 耳芝</b></p> <p>受注者は、張芝、筋芝、<b>人工張芝</b>の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に<b>巾</b>10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。</p> <p><b>11. 保護養生</b></p> <p>受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。</p> <p>なお、工事<b>完了</b>引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。</p> <p><b>3-2-14-3 吹付工</b></p> <p><b>4. 補強用金網の設置</b></p> <p>受注者は、補強用金網の設置にあたり、<b>設計図書</b>に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね<b>巾</b>は、10cm以上重ねなければならない。</p> <p><b>8. 吹付け時の不良箇所の排除</b></p> <p>受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないように、<b>施工</b>しなければならない。</p> <p><b>3-2-14-6 アンカー工</b></p> <p><b>11. アンカーの緊張・定着</b></p> <p>受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を<b>確認</b>し、所定の有効緊張力が<b>得</b>られるよう緊張力を与えなければならない。</p> <p>なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。</p>	<p>受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色<b>彩</b>、数量を明記）を<b>確認</b>し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>3-2-14-2 植生工</b></p> <p><b>5. 枯死の場合の処置</b></p> <p>受注者は、現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。</p> <p>なお工事<b>完成</b>引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。</p> <p><b>6. 耳芝</b></p> <p>受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に<b>幅</b>10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。</p> <p><b>11. 保護養生</b></p> <p>受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。</p> <p>なお、工事<b>完成</b>引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。</p> <p><b>3-2-14-3 吹付工</b></p> <p><b>4. 補強用金網の設置</b></p> <p>受注者は、補強用金網の設置にあたり、<b>設計図書</b>に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね<b>幅</b>は、10cm以上重ねなければならない。</p> <p><b>8. 吹付け時の不良箇所の排除</b></p> <p>受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3-2-14-6 アンカー工</b></p> <p><b>11. アンカーの緊張・定着</b></p> <p>受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を<b>確認</b>し、所定の有効緊張力が<b>与え</b>られるよう緊張力を与えなければならない。</p> <p>なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>3-2-14-7  かご工</b></p> <p>6. ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石</p> <p>受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの<b>編目</b>より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</p> <p><b>3-2-15-3 補強土壁工</b></p> <p>13. 壁面材の調整</p> <p>受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について<b>確認</b>しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>3-2-15-4 井桁ブロック工</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。</p> <p><b>3-2-16-3 浚渫船運転工</b></p> <p>5. 堤防、護岸等の損傷防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸、<b>水制</b>等に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤<b>及び</b>堤体漏水を生じないように施工しなければならない。</p> <p>9. 浚渫数量の確認</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の<b>確認</b>については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の<b>確認</b>ができない場合には、排土箇所の実測結果により<b>確認</b>しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が<b>確認</b>された場合には、この沈下量を含むものとする。</p> <p><b>3-2-17-2 材 料</b></p> <p>3. 補植用樹木類</p> <p>樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病<b>虫害</b>のない栽培品でなければ</p>	<p><b>3-2-14-7  かご工</b></p> <p>6. ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石</p> <p>受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの<b>網目</b>より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</p> <p><b>3-2-15-3 補強土壁工</b></p> <p>13. 壁面材の調整</p> <p>受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について<b>確認</b>しながら、ターンバックルを用いて壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>3-2-15-4 井桁ブロック工</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう<b>に</b>法尻から順序よく施工しなければならない。</p> <p><b>3-2-16-3 浚渫船運転工</b></p> <p>5. 堤防、護岸等の損傷防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥において<b>は</b>、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤<b>や</b>堤体漏水を生じないように施工しなければならない。</p> <p>9. 浚渫数量の確認</p> <p>受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の<b>確認</b>については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらな<b>れ</b>なければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の<b>確認</b>ができない場合には、排土箇所の実測結果により<b>確認</b>しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が<b>確認</b>された場合には、この沈下量を含むものとする。</p> <p><b>3-2-17-2 材 料</b></p> <p>3. 補植用樹木類</p> <p>樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病<b>虫害</b>のない栽培品でなければ</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>ならない。</p> <p><b>5. 樹木類の形状寸法</b></p> <p>樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。</p> <p>樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。</p> <p>枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突き出し幅は含まないものとする。</p> <p>幹周は、樹木の幹の根幹の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が、<b>設計図書</b>において指定された本数以上あった場合、<b>各々</b>の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。</p> <p><b>3-2-17-3 樹木・芝生管理工</b></p> <p><b>4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（除根）等の施工</b></p> <p>受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（<b>除根</b>）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p> <p><b>5. 施工</b></p> <p>受注者は、樹木の<b>掘</b>取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。</p> <p><b>8. 樹木の植え込み</b></p> <p>樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植付けなければならない。</p> <p><b>16. 支柱の設置</b></p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取り付け部については、杉皮等を巻き<b>シュロ</b>縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p> <p><b>17. 移植の施工</b></p> <p>受注者は、移植の施工については、<b>掘</b>取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p><b>19. 施肥の施工前作業</b></p> <p>受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。</p> <p><b>24. 植栽樹木の植替え</b></p> <p>2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の<b>おおむね</b>1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。</p>	<p>ならない。</p> <p><b>5. 樹木類の形状寸法</b></p> <p>樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。</p> <p>樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。</p> <p>枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出し<b>枝</b>は含まないものとする。</p> <p>幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が、<b>設計図書</b>において指定された本数以上あった場合、<b>個々</b>の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。</p> <p><b>3-2-17-3 樹木・芝生管理工</b></p> <p><b>4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（<b>抜根</b>）等の施工</b></p> <p>受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（<b>抜根</b>）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p> <p><b>5. 施工</b></p> <p>受注者は、樹木の<b>掘</b>取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。</p> <p><b>8. 樹木の植え込み</b></p> <p>樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植<b>え</b>付けなければならない。</p> <p><b>16. 支柱の設置</b></p> <p>受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取り付け部については、杉皮等を巻き<b>しゅろ</b>縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p> <p><b>17. 移植の施工</b></p> <p>受注者は、移植の施工については、<b>掘</b>取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p><b>19. 施肥の施工前作業</b></p> <p>受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草<b>を</b>行わなければならない。</p> <p><b>24. 植栽樹木の植替え</b></p> <p>2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の<b>概ね</b>1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>とする。</p> <p><b>3-2-18-2 床版工</b></p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版</p> <p>鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。</p> <p>なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ<b>設計図書</b>に関して監督員<b>の</b>と<b>協議</b>しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。</p> <p>(9) 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編1-3-5-9養生に基づき施工しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-28後片付け）を行<b>な</b>わなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、床版コンクリート打設前においては、<b>主</b>桁のそり、打設後においては、<b>床</b>版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>4-1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床<b>掘</b>り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>4-1-11-7 薄層カラー舗装工</b></p> <p>薄層カラー舗装工の施工については、第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工の規定による<b>もの</b>と<b>す</b>る。</p> <p><b>4-1-12-2 境界工</b></p> <p>3. 設置位置</p> <p>受注者は、境界杭の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線<b>上</b>と一致させ、文字「河」「山梨県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>4-2-3-2 浚渫船運転工（民船・官船）</b></p> <p>浚渫船運転工（民船・官船）の施<b>行</b>の規定については、第3編3-2-16-3浚渫船運転工の規定による。</p>	<p>る。</p> <p><b>3-2-18-2 床版工</b></p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版</p> <p>鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。</p> <p>なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。</p> <p>(9) 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編1-3-6-9養生に基づき施工しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を行<b>わ</b>なければならない。</p> <p>(12) 受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>4-1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床<b>掘</b>り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>4-1-11-7 薄層カラー舗装工</b></p> <p>薄層カラー舗装工の施工については、第3編3-2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p> <p><b>4-1-12-2 境界工</b></p> <p>3. 設置位置</p> <p>受注者は、境界杭の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「河」「山梨県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>4-2-3-2 浚渫船運転工（民船・官船）</b></p> <p>浚渫船運転工（民船・官船）の施<b>工</b>の規定については、第3編3-2-16-3浚渫船運転工の規定による。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>4-3-5-6 函渠工</b></p> <p><b>7. 鋼管の布設</b></p> <p>(6) 受注者は、以下の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。</p> <p>③ 塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。</p> <p><b>8. ダクタイル鋳鉄管の布設</b></p> <p>(4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを<b>確かめた</b>上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。</p> <p><b>4-3-8-4 境界工</b></p> <p><b>3. 杭（鉋）の設置</b></p> <p>受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線<b>上</b>と一致させ、文字「河」「山梨県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 水 門</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成<b>31</b>年<b>2</b>月)</p> <p><b>4-4-9-2 材料</b></p> <p><b>2. 仮設構造物の点検</b></p> <p>受注者は、仮設構造物の変位<b>は</b>上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p> <p><b>6. 小規模工事</b></p> <p>受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験の<b>提出</b>により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。</p> <p><b>4-4-9-5 架設工（ケーブルクレーン架設）</b></p> <p>架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン）の規定による。</p> <p><b>4-4-9-6 架設工（ケーブルエレクション架設）</b></p> <p>架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション）の規定による。</p> <p><b>4-4-9-10 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成<b>31</b>年<b>2</b>月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>4-3-5-6 函渠工</b></p> <p><b>7. 鋼管の布設</b></p> <p>(6) 受注者は、以下の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。</p> <p>③ 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</p> <p><b>8. ダクタイル鋳鉄管の布設</b></p> <p>(4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを<b>確認した</b>上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。</p> <p><b>4-3-8-4 境界工</b></p> <p><b>3. 杭（鉋）の設置</b></p> <p>受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「河」「山梨県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 水 門</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成<b>30</b>年<b>12</b>月)</p> <p><b>4-4-9-2 材料</b></p> <p><b>2. 仮設構造物の点検</b></p> <p>受注者は、仮設構造物の変位<b>が</b>上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p> <p><b>6. 小規模工事</b></p> <p>受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験<b>結果の提出</b>により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。</p> <p><b>4-4-9-5 架設工（ケーブルクレーン架設）</b></p> <p>架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン<b>架設</b>）の規定による。</p> <p><b>4-4-9-6 架設工（ケーブルエレクション架設）</b></p> <p>架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション<b>架設</b>）の規定による。</p> <p><b>4-4-9-10 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成<b>30</b>年<b>12</b>月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>4-4-14-6 支承工</b>            支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-4-14-7 架設工（クレーン架設）</b>            架設工（クレーン架設）については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-4-18-1 一般事項</b>  <b>1. 適用工種</b>            本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の<b>施工</b>その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 舗装工</b>            受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」（日本道路協会、平成31年2月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 堰</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>            日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p><b>4-5-3-12 アンカーフレーム製作工</b>            アンカーフレーム製作工の<b>施工</b>については、第3編3-2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。</p> <p><b>4-5-5-1 一般事項</b>            本節は、軽量盛土工として、軽量盛土その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-5-10-10 支承工</b>            受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-5-15-6 支承工</b>            支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-5-16-3 支承工</b>            支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>4-4-14-6 支承工</b>            支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-4-14-7 架設工（クレーン架設）</b>            架設工（クレーン架設）の<b>施工</b>については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-4-18-1 一般事項</b>  <b>1. 適用工種</b>            本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 舗装工</b>            受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 堰</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>            日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)</p> <p><b>4-5-3-12 アンカーフレーム製作工</b>            アンカーフレーム製作工については、第3編3-2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。</p> <p><b>4-5-5-1 一般事項</b>            本節は、軽量盛土工として、軽量盛土<b>工</b>その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-5-10-10 支承工</b>            受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-5-15-6 支承工</b>            支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-5-16-3 支承工</b>            支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-5-17-3 支承工</b>          支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-8-5-2 芝養生工</b>          1. 草等の処理          受注者は、抜き取り(除根)した草等をすべて処理しなければならない。ただし、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>した場合はこの限りではない。</p> <p>3. 雑草の抜き取り(除根)          受注者は、人力により雑草の抜き取り(除根)を施工しなければならない。</p> <p><b>4-8-8-2 付属物復旧工</b>          2. 支柱建込</p> <p><b>4-8-14-2 運搬処理工</b>          1. 一般事項          受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散ないように、適正な処置を<b>し</b>なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 河川修繕</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>          河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (令和2年1月)</p> <p><b>4-9-5-3 植生工</b>          植生工の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による<b>ものとする</b>。</p> <p><b>4-9-7-2 防護柵工</b>          3. 堤防定規断面の確保          受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては<b>いけない</b>。</p> <p><b>4-9-7-8 道路付属物工</b>          3. 堤防定規断面          受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては<b>いけない</b>。</p> <p><b>4-9-8-3 付属物塗装工</b></p>	<p>年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-5-17-3 支承工</b>          支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-8-5-2 芝養生工</b>          1. 草等の処理          受注者は、抜き取り(抜根)した草等をすべて処理しなければならない。ただし、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>した場合はこの限りではない。</p> <p>3. 雑草の抜き取り(抜根)          受注者は、人力により雑草の抜き取り(抜根)を施工しなければならない。</p> <p><b>4-8-8-2 付属物復旧工</b>          2. 支柱建<b>て込み</b></p> <p><b>4-8-14-2 運搬処理工</b>          1. 一般事項          受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散ないように、適正な処置を<b>行</b><b>わ</b>なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 河川修繕</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>          河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準同解説 (令和2年1月)</p> <p><b>4-9-5-3 植生工</b>          植生工の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>4-9-7-2 防護柵工</b>          3. 堤防定規断面の確保          受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては<b>ならない</b>。</p> <p><b>4-9-7-8 道路付属物工</b>          3. 堤防定規断面          受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては<b>ならない</b>。</p> <p><b>4-9-8-3 付属物塗装工</b></p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の<b>使用</b>を適用しなければならない。</p> <p><b>2. 塩分付着の水洗い</b> 受注者は、海岸地域に保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いしなければならない。</p> <p><b>5-1-8-4 コンクリート堰堤本体工</b></p> <p><b>7. 一層の厚さ</b> 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の<b>1層</b>の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。</p> <p><b>5-1-11-4 境界工</b></p> <p><b>3. 杭（鉋）の設置</b> 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線<b>上</b>と一致させ、文字「河」「山梨県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>4. 境界ブロックの施工</b> 受注者は、境界ブロック<b>工</b>の施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。</p> <p><b>5-3-5-8 落石防護工</b></p> <p><b>2. ワイヤ<b>一</b>ロープ及び金網の設置</b> 受注者は、ワイヤ<b>一</b>ロープ及び金網<b>式</b>の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>5-3-7-4 集排水ポーリング工</b></p> <p><b>3. ストレーナー加工</b> 保孔管のストレーナー加工は、<b>設計図書</b>による<b>ものとする</b>。</p> <p><b>6-1-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、練<b>りま</b>ぜ、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-1-4-6 練<b>りま</b>ぜ</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p>	<p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の<b>仕様</b>を適用しなければならない。</p> <p><b>2. 塩分付着の水洗い</b> 受注者は、海岸地域に<b>架設または</b>保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いしなければならない。</p> <p><b>5-1-8-4 コンクリート堰堤本体工</b></p> <p><b>7. 一層の厚さ</b> 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の<b>一層</b>の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。</p> <p><b>5-1-11-4 境界工</b></p> <p><b>3. 杭（鉋）の設置</b> 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「河」「山梨県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>4. 境界ブロックの施工</b> 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。</p> <p><b>5-3-5-8 落石防護工</b></p> <p><b>2. ワイヤロープ及び金網の設置</b> 受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>5-3-7-4 集排水ポーリング工</b></p> <p><b>3. ストレーナー加工</b> 保孔管のストレーナー加工は、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>6-1-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、練<b>混</b>ぜ、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-1-4-6 練<b>混</b>ぜ</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練り<b>ま</b>ぜなければならない。</p> <p><b>2. ミキサーの練り<b>ま</b>ぜ性能試験</b></p> <p>受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサーの練り<b>ま</b>ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 使用機器</b></p> <p>受注者は、コンクリートの練り<b>ま</b>ぜにあたっては、バッチミキサーを用いなければならない。</p> <p><b>5. 1練りの量及び練り<b>ま</b>ぜ時間の決定</b></p> <p>受注者は、1練りの量及び練り<b>ま</b>ぜ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p> <p>(1) 可傾式ミキサーの練り<b>ま</b>ぜ時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表6-1-1を標準とする。</p> <p><b>6. 練り<b>ま</b>ぜ時間の範囲</b></p> <p>練り<b>ま</b>ぜ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とする。</p> <p><b>6-1-9-2 プレクーリング</b></p> <p><b>2. 氷使用時の注意</b></p> <p>受注者は、練り<b>ま</b>ぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。</p> <p><b>6-1-10-3 施工設備等</b></p> <p><b>5. 測定</b></p> <p>受注者は、注入<b>水</b>開始と同時に、以下の<b>各項</b>の測定を行わなければならない。</p> <p><b>6-2-3-3 過掘の処理</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、過掘のない<b>よう</b>に施工しなければならない。</p> <p><b>2. 過掘の処理</b></p> <p>受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-2-4-7 ロックの盛立</b></p> <p><b>4. 大塊・小塊の巻<b>だ</b>し</b></p> <p>受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。</p>	<p>受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練り<b>混</b>ぜなければならない。</p> <p><b>2. ミキサーの練<b>混</b>ぜ性能試験</b></p> <p>受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサーの練<b>混</b>ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 使用機器</b></p> <p>受注者は、コンクリートの練<b>混</b>ぜにあたっては、バッチミキサーを用いなければならない。</p> <p><b>5. 1練りの量及び練<b>混</b>ぜ時間の決定</b></p> <p>受注者は、1練りの量及び練<b>混</b>ぜ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p> <p>(1) 可傾式ミキサーの練<b>混</b>ぜ時間は、ミキサー内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表6-1-1を標準とする。</p> <p><b>6. 練<b>混</b>ぜ時間の範囲</b></p> <p>練<b>混</b>ぜ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とする。</p> <p><b>6-1-9-2 プレクーリング</b></p> <p><b>2. 氷使用時の注意</b></p> <p>受注者は、練<b>混</b>ぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。</p> <p><b>6-1-10-3 施工設備等</b></p> <p><b>5. 測定</b></p> <p>受注者は、注入開始と同時に、以下の測定を行わなければならない。</p> <p><b>6-2-3-3 過掘の処理</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、過掘のない<b>様</b>に施工しなければならない。</p> <p><b>2. 過掘りの処理</b></p> <p>受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-2-4-7 ロックの盛立</b></p> <p><b>4. 大塊・小塊の巻<b>出</b>し</b></p> <p>受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>第7編 道 路 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 道路改良</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 適用工種</p> <p>本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小形水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （平成24年5月）</p> <p><b>7-1-10-5 集水樹・マンホール工</b></p> <p>4. 蓋の設置</p> <p>受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。</p> <p><b>7-1-10-6 地下排水工</b></p> <p>2. 埋戻し時の注意</p> <p>受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>7-1-11-5 落石防護柵工</b></p> <p>2. ワイヤロープ及び金網の設置</p> <p>受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>7-1-11-6 防雪柵工</b></p> <p>2. 吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）</p> <p>受注者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。</p> <p><b>7-1-11-7 雪崩予防柵工</b></p> <p>3. 雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結</p> <p>受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないように緊張し施工しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7編 道 路 編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 道路改良</b></p> <p><b>第1節 適 用</b></p> <p>1. 適用工種</p> <p>本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 （平成29年3月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （平成24年5月）</p> <p><b>7-1-10-5 集水樹・マンホール工</b></p> <p>4. 蓋の設置</p> <p>受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。</p> <p><b>7-1-10-6 地下排水工</b></p> <p>2. 埋戻し時の注意</p> <p>受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の孔が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>7-1-11-5 落石防護柵工</b></p> <p>2. ワイヤロープ及び金網の設置</p> <p>受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>7-1-11-6 防雪柵工</b></p> <p>2. 吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）</p> <p>受注者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。</p> <p><b>7-1-11-7 雪崩予防柵工</b></p> <p>3. 雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結</p> <p>受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないように緊張し施工しなければならない。</p>	

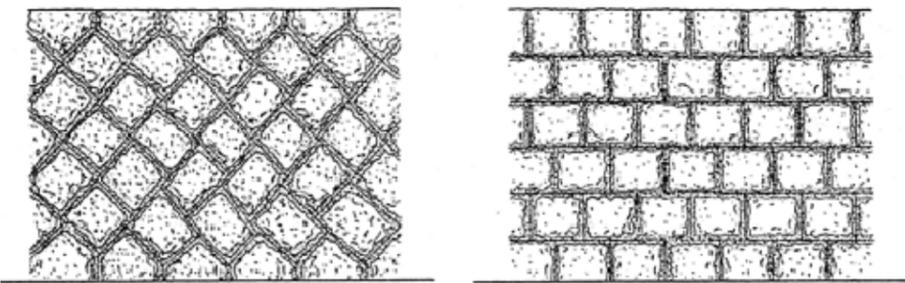
現 行	改 定	摘 要
<p><b>7-2-9-2 材 料</b></p> <p><b>2. 錆止めペイント</b>  標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) からJIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するものを用いる。</p> <p><b>5. 下地処理</b>  受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p><b>6. 文字・記号等</b>  受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令) 及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月) による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>7-2-11-2 材 料</b></p> <p><b>1. 客土</b>  道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とする。</p> <p><b>5. 枝張り幅</b>  枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの幹周の総和の70%により幹周とする。</p> <p><b>7-2-11-3 道路植栽工</b></p> <p><b>18. 植栽植樹の植替え</b>  (3) 枯死または、<b>形態不良</b>の判定は、発注者と受注者が<b>立会</b>の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>7-2-12-1 一般事項</b></p> <p><b>3. 適用規定</b>  受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第 5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月) の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第 7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂) の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月) の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月) の規定、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定、本編7-2-5-3側溝工、7-2-5-5集水柵 (街渠柵) ・マンホール工、7-2-12-3境界工及び7-2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>7-3-3-1 一般事項</b></p>	<p><b>7-2-9-2 材 料</b></p> <p><b>2. 錆止めペイント</b>  標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) からJIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するものとする。</p> <p><b>5. 下地処理</b>  受注者は、<b>標示</b>板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p><b>6. 文字・記号等</b>  受注者は、<b>標示</b>板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令) 及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月) による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7-2-11-2 材 料</b></p> <p><b>1. 客土</b>  道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とする<b>ものとする</b>。</p> <p><b>5. 枝張り幅</b>  枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの幹周の総和の70%<b>をもって</b>幹周とする。</p> <p><b>7-2-11-3 道路植栽工</b></p> <p><b>18. 植栽植樹の植替え</b>  (3) 枯死、<b>または</b>形態不良の判定は、発注者と受注者が<b>立会</b>の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7-2-12-1 一般事項</b></p> <p><b>3. 適用規定</b>  受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第 5章 施工」(日本道路協会、昭和59年10月) の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第 7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂) の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月) の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月) の規定、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定、本編7-2-5-3側溝工、7-2-5-5集水柵 (街渠柵) ・マンホール工、7-2-12-3境界工及び7-2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7-3-3-1 一般事項</b></p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>5. 材料使用時の注意 (2)            主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。</p> <p>7-3-12-4 プレキャスト擁壁工            プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工の<b>施工</b>による。</p> <p>7-5-12-2 PC押出し箱桁製作工            4. 適用規定 (4)            横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>7-6-4-5 鋼製支保工            2. 地山の安定            受注者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート<b>施工</b>後速やかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。</p> <p>7-6-5-3 覆工コンクリート工            3. コンクリートの締固め            なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレータ<b>等</b>を使用するものとする。</p> <p>7-6-8-6 銘板工            2. 標示板の材質            受注者は、標示板の材質はJIS H 2202 (鋳物用<b>黄銅</b>合金地金) とし、両坑口に図7-6-2を標準として取付けしなければならない。</p> <p>7-7-3-6 受台工            2. 均<b>し</b>コンクリートの施工            受注者は、均<b>し</b>コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p>7-8-4-1 一般事項            本節は、工場製<b>作</b>品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>7-8-6-4 現場継手工            現場継手の施工については、第3編3-2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p>7-14-7-2 材 料</p>	<p>5. 材料使用時の注意 (2)            主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする<b>ものとする</b>。</p> <p>7-3-12-4 プレキャスト擁壁工            プレキャスト擁壁工の施工については、第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工の<b>規定</b>による。</p> <p>7-5-12-2 PC押出し箱桁製作工            4. 適用規定 (4)            横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト<b>等</b>がある場合の施工については、第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p>7-6-4-5 鋼製支保工            2. 地山の安定            受注者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート<b>施工</b>後速やかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。</p> <p>7-6-5-3 覆工コンクリート工            3. コンクリートの締固め            なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレータを使用するものとする。</p> <p>7-6-8-6 銘板工            2. 標示板の材質            受注者は、標示板の材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とし、両坑口に図7-6-2を標準として取付けなければならない。</p> <p>7-7-3-6 受台工            2. 均<b>し</b>コンクリートの施工            受注者は、均<b>し</b>コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p>7-8-4-1 一般事項            本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>7-8-6-4 現場継手工            現場継手<b>工</b>の施工については、第3編3-2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p>7-14-7-2 材 料</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>3. 基礎杭</b>  標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合しな  なければなら  ない。</p> <p><b>4. 標示板</b>  受注者は、標示板には<b>設計図書</b>に示す位置に補強材を標識板の表面にヒズミの出ないよう  スポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接  協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一  社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</p> <p><b>7-14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）</b></p> <p><b>4. 取付位置のマーキング</b>  受注者は、床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキ  ングをしな  なければならない。</p> <p><b>7-14-15-2 伸縮継手工</b></p> <p><b>3. 交通解放の時期</b>  受注者は、交通解放の時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>7-14-18-3 裏込注入工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b>  受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。  なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については<b>設計図書</b>に関して監  督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込注入の施工</b>  受注者は、裏込注入工の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち  標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリ  ートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発  生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネ  ル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。</p> <p><b>7-14-18-4 漏水対策工</b></p> <p><b>1. 漏水補修工の施工箇所</b>  受注者は、漏水補修工の施工箇所は<b>設計図書</b>によるものとするが、<b>設計図書</b>と現地の漏水  箇所とに不整合がある場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。  い。</p> <p><b>2. 線導水の施工</b>  受注者は、線導水の施工については、<b>はつり</b>後、浮きコンクリートを除去しなければなら  ない。</p>	<p><b>3. 基礎杭</b>  標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼  管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p> <p><b>4. 標示板</b>  受注者は、標示板には<b>設計図書</b>に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないよう  スポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接  協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一  社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</p> <p><b>7-14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）</b></p> <p><b>4. 取付位置のマーキング</b>  受注者は、床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキ  ングをするものとする。</p> <p><b>7-14-15-2 伸縮継手工</b></p> <p><b>3. 交通開放の時期</b>  受注者は、交通開放の時期について、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>7-14-18-3 裏込め注入工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b>  受注者は、裏込め注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。  なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については<b>設計図書</b>に関して監  督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込注入の施工</b>  受注者は、裏込注入工の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち  標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリ  ートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発  生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネ  ル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。</p> <p><b>7-14-18-4 漏水対策工</b></p> <p><b>1. 漏水補修工の施工箇所</b>  受注者は、漏水補修工の施工箇所は<b>設計図書</b>によるが、<b>設計図書</b>と現地の漏水箇所とに不  整合がある場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2. 線導水の施工</b>  受注者は、線導水の施工については、<b>はつり</b>後、浮きコンクリートを除去しなければなら  ない。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>7-14-19-3 付属物復旧工</b></p> <p>1. 一般事項 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2. ガードレール等復旧の施工 ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編3-2-3-8路側防護柵工の規定による<b>ものとする</b>。</p> <p><b>7-16-6-4 管渠工</b> 管渠工の施工については、第7編7-1-10-4管渠工の規定による。</p> <p><b>7-16-9-2 材 料</b></p> <p>2. 標識工錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) からJIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するもの<b>を用いるもの</b>とする。</p> <p><b>7-16-18-1 一般事項</b></p> <p>2. 落石雪害防止工の施工 受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合、<b>応急</b>措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>3. 新たな落石箇所発見時の処置 受注者は、工事着手前及び工事中に<b>設計図書</b>に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見した<b>ときは</b>、直ちに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7-16-19-1 一般事項</b></p> <p>1. 適用工種 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）<b>・</b>（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-16-21-4 PC橋支承工</b></p> <p>3. ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を<b>きたさない</b>ようにしなければならない。</p> <p><b>7-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工</b></p> <p>17. 配合用水 無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所</p>	<p><b>7-14-19-3 付属物復旧工</b></p> <p>1. 一般事項 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2. ガードレール等復旧の施工 ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編3-2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>7-16-6-4 管渠工</b> 管渠工の施工については、第7編7-1-10-4管渠工の規定による<b>ものとする</b>。</p> <p><b>7-16-9-2 材 料</b></p> <p>2. 標識工錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) からJIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) に適合するものとする。</p> <p><b>7-16-18-1 一般事項</b></p> <p>2. 落石雪害防止工の施工 受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合<b>には</b>応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>3. 新たな落石箇所発見時の処置 受注者は、工事着手前及び工事中に<b>設計図書</b>に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見した<b>場合には</b>、直ちに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7-16-19-1 一般事項</b></p> <p>1. 適用工種 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）、<b>床版補強工</b>（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-16-21-4 PC橋支承工</b></p> <p>3. ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を<b>期</b>たさないようにしなければならない。</p> <p><b>7-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工</b></p> <p>17. 配合用水 無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。</p> <p><b>18. 練り混ぜ</b> 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。</p> <p><b>19. 練り上がり温度</b> モルタルの練り上がり温度は、10℃～30℃を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。</p> <p><b>8-1-5-1 一般事項</b> 3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、これにより難しい場合は、工事着手前に、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議のうえ、pH、有害物質、<b>硬度</b>の試験を必要に応じて行わなければならない。</p> <p><b>8-1-5-2 材料</b> 2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 (3)有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹の<b>樹皮</b>が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良したもので、有害物が混入していないものとする。 (6)有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたもの<b>で</b>、有害物が混入していないものとする。</p> <p><b>8-1-5-7 人工地盤工</b> 1. 受注者は、防水の施工については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第9章及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第3章防水改修工事の規定による。</p> <p><b>8-1-6-1 一般事項</b> 2. 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤震工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>8-1-7-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。</p> <p><b>18. 練混ぜ</b> 無収縮モルタルの練混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。</p> <p><b>19. 練り上がり温度</b> モルタルの練り上がり温度は、10℃～30℃を標準とするが、この範囲外での練混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。</p> <p><b>8-1-5-1 一般事項</b> 3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、これにより難しい場合は、工事着手前に、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。</p> <p><b>8-1-5-2 材料</b> 2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 (3)有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良<b>材と</b>したもので、有害物が混入していないものとする。 (6)有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたもの<b>とし</b>、有害物が混入していないものとする。</p> <p><b>8-1-5-7 人工地盤工</b> 1. 受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第9章<b>防水工事</b>及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第3章<b>防水改修工事</b>、<b>9章環境配慮改修工事</b>の規定による。</p> <p><b>8-1-6-1 一般事項</b> 2. 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工—盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月） 5-6 盛土のり面の施工、「のり枠工の設計・施工指針」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」（地盤工学会、平成24年5月）第7章<b>施工</b>の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>8-1-7-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、<b>作業土工（床堀り・埋戻し）</b>、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p>	

現 行	改 定	摘 要
<p><b>8-1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-1-8-1 一般事項</b> 2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工-擁壁工指針 5-11・6-10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>8-1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-1-8-8 石積工</b> 5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。 (2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長10m程度に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。</p> <p>15. 雑割石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこととする。 (雑割石張)</p>  <p><b>8-1-8-9 土留め工</b> 2. 受注者は、土留め工の施工については、くい、板、笠呼びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>8-1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-1-10-4 樹木伐採・伐根工</b></p> <p><b>8-2-3-2 材料</b></p>	<p><b>8-1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-1-8-1 一般事項</b> 2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工-擁壁工指針 5-11・6-10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻-擁壁工-」（全日本建設技術協会、平成12年9月）4. 3施工上の注意事項の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>8-1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-1-8-8 石積工</b> 5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。 (2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。</p> <p><b>8-1-8-9 土留め工</b> 2. 受注者は、土留め工の施工については、くい、板、笠及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>8-1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-1-10-4 樹木伐採・抜根工</b></p> <p><b>8-2-3-2 材料</b></p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>1. 樹木は、「<b>国土交通省</b>公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したのものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>8. 薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。</p> <p>(1) 薬剤は、農薬取締法（<b>昭和23年</b>、法律第<b>82</b>号）に基づくものでなければならない。</p> <p><b>8-2-3-14 壁面緑化施設工</b></p> <p>5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、<b>設計図書</b>による。なお、特に定めのない事項については<b>公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編及び電気設備工事編）</b>の規定による。</p> <p><b>8-2-6-2 移設工</b></p> <p>移設工の施工については、8-1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>8-2-6-3 伐採工</b></p> <p>伐採工の施工については、8-1-10-4樹木伐採・<b>伐根工</b>の規定による。</p>	<p>1. 樹木は、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」（<b>国土交通省、平成21年2月</b>）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>8. 薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。</p> <p>(1) 薬剤は、農薬取締法（<b>平成30年</b>、法律第<b>53</b>号）に基づくものでなければならない。</p> <p><b>8-2-3-14 壁面緑化施設工</b></p> <p>5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、<b>設計図書</b>による。なお、特に定めのない事項については「<b>公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編）</b>」（<b>国土交通省、平成31年4月</b>）及び「<b>公共建築標準仕様書（電気設備工事編）</b>」（<b>国土交通省、平成31年4月</b>）の規定による。</p> <p><b>8-2-6-2 移植工</b></p> <p>移植工の施工については、8-1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>8-2-6-3 伐採工</b></p> <p>伐採工の施工については、8-1-10-4樹木伐採・<b>抜根工</b>の規定による。</p>	
<h3>第3章 緑地育成</h3> <p><b>第1節 適要</b></p> <p><b>8-3-4-4 中木刈込工</b></p> <p>(5) 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。</p> <p><b>8-3-4-5 低木刈込工</b></p> <p>(3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。</p> <p><b>8-3-4-6 仕立物刈込工</b></p> <p>(1) 刈込作業については、枝の密生した箇所は中透かしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈込まなければならない。</p>	<h3>第3章 緑地育成</h3> <p><b>第1節 摘要</b></p> <p><b>8-3-4-4 中木刈込工</b></p> <p>(5) 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければなら<b>な</b>い。</p> <p><b>8-3-4-5 低木刈込工</b></p> <p>(3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければなら<b>な</b>い。</p> <p><b>8-3-4-6 仕立物刈込工</b></p> <p>(1) 仕立物の景観木は、剪定・刈込時期に応じた適切な方法で樹形の維持を目的に実施しなければなら<b>な</b>い。</p>	
<p><b>第5節 樹木整姿工</b></p> <p><b>第8節 樹木冬期対策工</b></p> <h3>第4章 施設整備</h3> <p><b>第1節 適要</b></p> <p><b>8-4-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p>	<p><b>第5節 樹木育成工</b></p> <p><b>第8節 発生材等処理工</b></p> <h3>第4章 施設整備</h3> <p><b>第1節 摘要</b></p> <p><b>8-4-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-4-4 貯留施設工</b></p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>8-4-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-4-9 地下排水工</b></p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>8-4-4-10 公園水路工</b></p> <p>2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければなら<b>ら</b>なければならない。</p> <p><b>8-4-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>8-4-6-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>国土交通省 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）電気通信設備工事共通仕様書</b>の規定による。</p> <p><b>8-4-6-5 監視カメラ設置工</b></p> <p>監視カメラ設置工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、<b>国土交通省 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第6編通信・情報設備工事</b>、8-4-6-3照明設備工の規定による。</p> <p><b>8-4-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-7-2 材料</b></p> <p>2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、<b>「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）</b>の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>8. 施設仕上げ工の材料については、<b>国土交通省 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10</b></p>	<p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-4-4 貯留施設工</b></p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>8-4-4-5 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-4-9 地下排水工</b></p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>8-4-4-10 公園水路工</b></p> <p>2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければなら<b>れ</b>なければならない。</p> <p><b>8-4-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>8-4-6-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）</b>及び<b>「公共建築工事標準仕様書（電気通信設備工事）」（国土交通省、平成28年3月）</b>の規定による。</p> <p><b>8-4-6-5 監視カメラ設置工</b></p> <p>監視カメラ設置工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、8-4-6-3照明設備工の規定による。</p> <p><b>8-4-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-7-2 材料</b></p> <p>2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、<b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成28年3月）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事</b>の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>8. 施設仕上げ工の材料については、<b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、</b></p>	

現 行	改 定	摘 要
<p>章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。</p> <p><b>8-4-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-8-11 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-9-2 材料</b> 2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、<b>設計図書</b>によるものとし、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本<b>産業</b>規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p> <p><b>8-4-9-6 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-14-2 移設工</b> 移設工の施工については、8-1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>8-5-3-2 材料</b> 10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、<b>舗装試験法便覧</b>の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が<b>承諾</b>した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。</p> <p><b>8-5-3-5 グラウンド・コート縁石工</b> 3. 内圏縁石の施工については、以下の各号の規定による。 (3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-5-4-1 一般事項</b> 2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-6-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>	<p><b>平成28年3月</b>）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。</p> <p><b>8-4-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-8-11 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-9-2 材料</b> 2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、<b>設計図書</b>によるものとし、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 (4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本<b>工業</b>規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p> <p><b>8-4-9-6 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-4-14-2 移植工</b> 移植工の施工については、8-1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>8-5-3-2 材料</b> 10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、<b>「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）</b>の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が<b>承諾</b>した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。</p> <p><b>8-5-3-5 グラウンド・コート縁石工</b> 3. 内圏縁石の施工については、以下の各号の規定による。 (3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-5-4-1 一般事項</b> 2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-6-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>	